

[事案 30-90] 新契約無効請求

・平成 30 年 12 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

年金原資について日本円による最低保証があるとの説明を受けて契約したが、実際には異なっていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 7 月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険(豪ドル建)について、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 契約から 10 年経過後に確定する年金原資については、日本円による払込金額と 11%の金利が最低保証されると募集人に説明されたが、実際は、日本円による払込金額を契約時の所定のレートで豪ドルに換算した金額の 110%が最低保証されるもので、為替リスクによる損失が生じる可能性があった。
- (2) 「豪ドル建」ということは聞いたが、「豪ドル建」というのがどのようなものなのか分からなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時には、募集人 2 人（うち 1 人は募集代理店の支店長）が申立人に商品説明を行った上、当時は新商品であったことから、より慎重、丁寧に商品説明や意向確認を行ったため、申立人が主張するような誤説明があったとは考えがたい。
- (2) 申立人は、募集代理店において投資信託等の豊富な売買経験があり、豪ドル建の投資信託の売買もしているので、為替リスクについて理解していなかったとは考えがたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が年金原資について日本円による最低保証があると誤解していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。